

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月13日

**【四半期会計期間】** 第53期第3四半期  
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

**【会社名】** カシオ計算機株式会社

**【英訳名】** CASIO COMPUTER CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 櫻尾 和雄

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区本町1-6-2

**【電話番号】** 03-5334-4852

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役(財務・IR担当) 高木 明德

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区本町1-6-2

**【電話番号】** 03-5334-4852

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役(財務・IR担当) 高木 明德

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 当第3四半期 連結累計期間	第53期 当第3四半期 連結会計期間	第52期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	386,963	114,565	623,050
経常利益 又は経常損失( ) (百万円)	7,662	10,003	31,025
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	1,375	8,347	12,188
純資産額 (百万円)		216,051	231,213
総資産額 (百万円)		449,624	451,835
1株当たり純資産額 (円)		750.25	808.28
1株当たり四半期 (当期)純利益 又は四半期純損失( ) (円)	4.97	30.09	44.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	4.66		44.15
自己資本比率 (%)		46.3	49.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,472		71,749
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	44,236		36,102
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	33,731		42,485
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		70,138	87,957
従業員数 (人)		12,511	13,202

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高は消費税等を除いて表示している。

3 第53期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

新日本カシオ情報技研(株)（連結子会社）は、平成20年10月にカシオエステート(株)（連結子会社）に吸収合併されたため、提出会社の関係会社ではなくなった。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	12,511(2,133)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数（当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は( )内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	3,149
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満のため記載を省略している。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス機器事業	113,994
デバイスその他事業	9,046
合計	123,040

(注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

#### (2) 受注状況

当グループ（当社及び連結子会社）は見込み生産を行っているため、該当事項はない。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス機器事業	103,788
デバイスその他事業	10,777
合計	114,565

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。  
 2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりである。

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
KDDI(株)	17,360	15.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が実体経済に大きく影響を及ぼし、企業収益は大幅に悪化、個人消費も低迷する中、景気悪化が深刻化した。また海外においても同問題による米国経済の減速、さらには欧州経済、新興国経済への波及により、世界同時不況の深刻な様相を呈し、急激な需要の落ち込みが見られた。

エレクトロニクス業界においても、世界的な景気減速拡大に伴う需要の落ち込み、さらにはグローバルでの競争激化や商品価格の下落等、当グループを取り巻く事業環境は非常に厳しさを増した。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、1,145億円となった。

当第3四半期連結会計期間の損益については、営業損失74億円、経常損失100億円、四半期純損失83億円となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### (エレクトロニクス機器事業)

エレクトロニクス機器事業の売上高は、1,038億円となった。

これを部門別にみると、コンシューマ部門は、業界シェアNO.1の電子辞書「EX-word」の高付加価値モデルの販売が、国内のみならず中国でも好調に推移した。デジタルカメラは、世界的な景気後退に伴う急激な消費低迷、並びに価格下落の影響を受けた。

今後は、当社の高度な技術をベースとした超高速連写とハイスピードムービーを搭載した「HIGH SPEED EXILIM(ハイスピードエクシリム)」のスタイリッシュコンパクトモデルの投入や、ハイスピードに続く新技術、動く被写体を切り抜き、背景となる別の静止画に合成できる「ダイナミックフォト」を搭載した、世界初の動画を合成できるデジタルカメラの新製品の投入により、写すカメラから“撮る”“創る”“見る”楽しさを追求する新しい写真文化を創造し、業績回復を図っていく。

時計部門は、世界6局電波受信機能やソーラー駆動、耐衝撃性、針位置自動補正機能など当社の最先端技術を結集した高性能・薄型の新世代電波ソーラームーブメント『タフムーブメント』を開発、「OC EANUS」、「G-SHOCK」など当社を代表する個性的ブランドに搭載した。厳しい市場環境下、これらの高価格帯モデルが売上を牽引した。

MNS(モバイル・ネットワーク・ソリューション)部門は、国内においては、au向けに8.1メガカメラ搭載のスタイリッシュな「EXILIMケータイ W63CA」や3.1インチワイドVGA有機ELディスプレイと高画質エンジン搭載の「Wooo(ウー)ケータイ W63H」を投入した。また、新たにソフトバンクモバイル向けに第1弾となる美撮りエンジン搭載の「830CA」を投入するなど積極的に展開した。海外においては、米国・ベライゾンワイヤレス向けにタフネスケータイが堅調に推移した。

情報機器部門は、IT関連製品の価格低下、企業の情報化投資の冷え込み等の影響を受けた。

エレクトロニクス機器事業の営業利益は、電波時計、電子辞書における商品力強化により高収益体質を維持したものの、世界的な景気後退に伴うデジタルカメラの事業環境の大幅な悪化や単価下落、また欧州通貨安の影響により、営業損失35億円となった。

#### (デバイスその他事業)

デバイスその他事業の売上高は、主として、TFT液晶のデジタルカメラや携帯電話等のコンシューマ機器の需要減速と単価下落の影響及び、カシオマイクロニクス(株)の不採算事業譲渡に伴う減収によ

り161億円となった。

損益については、不採算事業整理による増益効果があったものの、TFT液晶が、デジタルカメラや携帯電話等のコンシューマ機器の需要減速や単価下落の影響を受けたことにより、営業損失25億円となった。

また、所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

日本は、電波時計、電子辞書の高付加価値モデルは堅調であったが、デジタルカメラの景気後退による消費低迷、並びに価格下落の影響により、売上高は1,070億円、営業損失75億円となった。米州は、コンシューマ部門の収益性改善が見られたものの、景気減速が一段と強まる中、売上高は105億円、営業損失5億円となった。欧州は、需要の落込み、商品価格の下落の影響が大きく、売上高は129億円、営業損失11億円となった。アジアは、中国での電波時計の販売が伸長し、売上高は321億円、営業利益は9億円となった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末比512億円減少の701億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローは197億円の支出となった。主な内訳は、運転資金(売上債権、たな卸資産、仕入債務)の増加額93億円、法人税等の支払額51億円である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローは227億円の支出となった。主な内訳は、有形、無形固定資産の取得による支出65億円、投資有価証券の取得及び償還による純支出153億円である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローは65億円の支出となった。主な内訳は、長期借入金の返済による支出60億円、ファイナンス・リース債務の返済による支出4億円である。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について、重要な変更はない。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は2,763百万円である。

主な成果は次のとおりである。

新世代電波ソーラームーブメント「タフムーブメント」を搭載した耐衝撃ウォッチ

世界6局の標準電波受信機能やソーラー駆動システム、ハイブリッドマウント構造、針位置自動補正機能を搭載した最先端の高性能・薄型ムーブメント「タフムーブメント」を内蔵した耐衝撃ウォッチを開発した。「MR-G MRG-8100B」は、外装のチタン素材に二重の表面硬化処理を施し、力強く精緻な文字板デザインを採用した。「MT-G MTG-1500」は、メタルと樹脂を組み合わせたハイブリッドデザインを採用した。

百科辞典を収録したドイツ向け電子辞書

独/英、独/仏、独/西、英/英などの多彩な辞書に加えて、約200年の歴史がある「ブロックハウス百科辞典」を搭載したドイツ向け電子辞書「EW-G5600V」を開発した。約10万語の英単

語ネイティブ音声を収録し、音声再生速度を5段階に切り替えられる。コンテンツ追加機能や本体の開閉に連動して電源がオン/オフする機能も搭載した。

#### 8.1メガピクセルカメラを搭載したスタイリッシュな携帯電話

厚さ17.4mmのスリムボディに、有効画素数約809万画素のカメラと3.1インチワイドVGA有機ELディスプレイを搭載した携帯電話「EXILIMケータイ W63CA」を開発した。独自の画像処理プロセッサ「EXILIMエンジン for Mobile」により鮮明で美しい画像を撮影できる。6軸手ブレ補正と高感度撮影によるブレ補正、28mm広角レンズ搭載に加えて、フェイスフォーカス機能や連写機能、撮影サイズを段階的に自動変更するオートリサイズなどを搭載した。

#### 美しい人物写真が簡単に撮影できるカメラ機能を備えた携帯電話

厚さ15.0mm(最薄部)の薄型ボディに有効画素数約520万画素カメラを搭載し、いきいきとした透明感のある肌だけでなく、目もとの存在感をアップした写真が撮影できる「美撮り」エンジンを装備した携帯電話「SoftBank 830CA」を開発した。6軸手ブレ補正と高感度撮影によるブレ補正や顔検出オートフォーカスを搭載し、「3匹の子ペンギン」など3パターンのスクリーンデザインを内蔵した。

#### 50,000本のPLUを登録できるインターネット直結型電子レジスター

インターネットに直接接続できる電子レジスター「ネットレジ TE-5500/TK-5500」を開発した。最大50,000本のPLUを登録できるほか、プリンタにはレシートオートカット機能を搭載した。(株)CXDネクストが提供する「売上集計管理サービスEX」に対応し、時間帯ごとの売れ筋商品を把握できる。商品名を自動で登録するスキャニングサービスや、電子決済サービスにも対応した。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画していた設備投資計画について重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	471,693,000
計	471,693,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	279,020,914	279,020,914	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株 である。
計	279,020,914	279,020,914		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	121 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	699,000 (1株当たり699) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 699 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行(時価発行として行う公募増資、発行済転換社債の転換、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合は除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりである。

- (1) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は当該新株予約権の権利行使時において当社及び関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合又は定年で退職した場合は、いずれも地位を失った日から2年を経過していないこと。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと及び当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が、当社及び関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にある時に死亡した場合は、新株予約権者の死亡の日より2年以内(ただし、権利行使期間の末日を超えない。)に限り下記(5)により締結される契約に従い、相続人が権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権者又は相続人は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、当社の1単元の株式数未満の株式数となる新株予約権の行使は認められない。
- (5) その他権利行使の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (6) 権利行使時の所得税非課税の適用を受ける契約を締結した者の年間(1月1日～12月31日)の権利行使金額は1,200万円を限度とする。
- (7) 別途、権利喪失事由を定め、喪失条件に該当した場合は権利行使を認めない。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	70 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,221,000 (1株当たり1,221) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,221 資本組入額 611
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行(時価発行として行う公募増資、発行済転換社債の転換、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合は除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりである。

- (1) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は当該新株予約権の権利行使時において当社及び当社関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合又は定年で退職した場合は、いずれも地位を失った日から2年を経過していないこと。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社関係会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が、当社及び当社関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にある時に死亡した場合は、新株予約権者の死亡の日より2年以内(ただし、権利行使期間の末日を超えない。)に限り下記(5)により締結される契約に従い、相続人が権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権者又は相続人は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、当社の1単元の株式数未満の株式数となる新株予約権の行使は認められない。
- (5) その他権利行使の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (6) 権利行使時の所得税非課税の適用を受ける契約を締結した者の年間(1月1日～12月31日)の権利行使金額は1,200万円を限度とする。
- (7) 別途、権利喪失事由を定め、喪失条件に該当した場合は権利行使を認めない。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,411 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	141,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	157,500 (1株当たり1,575) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,575 資本組入額 788
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合は除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりである。

- (1) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は当該新株予約権の権利行使時において当社及び当社関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合又は定年で退職した場合は、いずれも地位を失った日から2年を経過していないこと。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社関係会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が、当社及び当社関係会社の取締役、従業員又は監査役の地位にある時に死亡した場合は、新株予約権者の死亡の日より2年以内(ただし、権利行使期間の末日を超えない。)に限り下記(5)により締結される契約に従い、相続人が権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権者又は相続人は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、当社の1単元の株式数未満の株式数となる新株予約権の行使は認められない。
- (5) その他権利行使の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (6) 権利行使時の所得税非課税の適用を受ける契約を締結した者の年間(1月1日～12月31日)の権利行使金額は1,200万円を限度とする。
- (7) 別途、権利喪失事由を定め、喪失条件に該当した場合は権利行使を認めない。

## 新株予約権付社債

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成20年6月19日発行)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,614,754
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000,000 (1株当たり1,952)(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月3日～ 平成27年3月17日(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,952 資本組入額 976
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高(百万円)	50,000

(注)1 本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 2 当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における5営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成27年3月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- 3 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

- 4 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日より前に残存本社債の全部が償還されない限り、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記(注)1と同様の調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)2に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		279,020		48,592		64,565

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(注) モルガン・スタンレー証券株式会社から平成20年10月22日付で同社を含む8社の連名で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年10月15日現在、9,701千株(3.47%)を保有している旨の報告を受けたが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができていない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,634,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 276,948,500	2,769,485	
単元未満株式	普通株式 438,214		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	279,020,914		
総株主の議決権		2,769,485	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,800株(議決権118個)含まれている。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式54株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) カシオ計算機株式会社	東京都渋谷区本町 1-6-2	1,634,200		1,634,200	0.6
計		1,634,200		1,634,200	0.6

(注) このほか、株主名義上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)ある。なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,565	1,529	1,454	1,348	1,323	1,215	1,008	735	575
最低(円)	1,305	1,305	1,185	1,206	1,196	948	502	481	486

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	36,168	45,688
受取手形及び売掛金	77,541	100,752
有価証券	36,370	42,714
製品	45,758	33,218
仕掛品	8,340	9,251
原材料及び貯蔵品	15,239	13,474
その他	47,794	40,450
貸倒引当金	845	937
流動資産合計	266,365	284,610
固定資産		
有形固定資産	1 80,825	1 86,552
無形固定資産	23,539	18,629
投資その他の資産		
投資有価証券	57,209	42,772
その他	21,801	19,417
貸倒引当金	115	145
投資その他の資産合計	78,895	62,044
固定資産合計	183,259	167,225
資産合計	449,624	451,835

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,203	98,027
1年内返済予定の長期借入金	20,500	16,500
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	1,795	7,567
製品保証引当金	1,758	1,891
その他	48,137	53,183
流動負債合計	157,393	187,168
固定負債		
新株予約権付社債	50,000	-
長期借入金	10,700	20,950
退職給付引当金	6,684	6,177
役員退職慰労引当金	2,635	2,565
その他	6,161	3,762
固定負債合計	76,180	33,454
負債合計	233,573	220,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,592	48,592
資本剰余金	65,517	66,655
利益剰余金	107,851	115,473
自己株式	3,630	6,825
株主資本合計	218,330	223,895
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	485	4,815
繰延ヘッジ損益	550	619
為替換算調整勘定	9,187	5,042
評価・換算差額等合計	10,222	846
少数株主持分	7,943	8,164
純資産合計	216,051	231,213
負債純資産合計	449,624	451,835

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	386,963
売上原価	281,572
売上総利益	105,391
販売費及び一般管理費	
給料手当及び賞与	26,722
その他	67,919
販売費及び一般管理費合計	94,641
営業利益	10,750
営業外収益	
受取利息	1,450
その他	1,058
営業外収益合計	2,508
営業外費用	
たな卸資産廃棄損	1,327
為替差損	1,827
その他	2,442
営業外費用合計	5,596
経常利益	7,662
特別利益	
固定資産売却益	8
その他	1
特別利益合計	9
特別損失	
固定資産除却損	324
減損損失	332
投資有価証券評価損	2,813
その他	49
特別損失合計	3,518
税金等調整前四半期純利益	4,153
法人税等	2,988
少数株主損失( )	210
四半期純利益	1,375

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	114,565
売上原価	89,316
売上総利益	25,249
販売費及び一般管理費	
給料手当及び賞与	8,707
その他	24,003
販売費及び一般管理費合計	32,710
営業損失( )	7,461
営業外収益	
受取利息	560
金利スワップ評価益	308
その他	540
営業外収益合計	1,408
営業外費用	
為替差損	3,156
その他	794
営業外費用合計	3,950
経常損失( )	10,003
特別利益	
固定資産売却益	1
特別利益合計	1
特別損失	
投資有価証券評価損	2,513
その他	46
特別損失合計	2,559
税金等調整前四半期純損失( )	12,561
法人税等	4,042
少数株主損失( )	172
四半期純損失( )	8,347

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	4,153
減価償却費	20,859
減損損失	332
有形固定資産除売却損益(は益)	316
投資有価証券評価損益(は益)	2,813
退職給付引当金の増減額(は減少)	657
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	70
受取利息及び受取配当金	1,739
支払利息	622
為替差損益(は益)	791
売上債権の増減額(は増加)	19,646
たな卸資産の増減額(は増加)	18,064
仕入債務の増減額(は減少)	21,787
その他	1,815
小計	5,272
利息及び配当金の受取額	1,864
利息の支払額	557
法人税等の支払額	12,051
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,472
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	1,583
定期預金の払戻による収入	3,725
有形固定資産の取得による支出	8,289
有形固定資産の売却による収入	75
無形固定資産の取得による支出	14,168
投資有価証券の取得による支出	41,562
投資有価証券の売却及び償還による収入	11,625
事業譲渡による収入	5,988
その他	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,236
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	56
長期借入金の返済による支出	6,250
社債の発行による収入	49,907
ファイナンス・リース債務の返済による支出	869
配当金の支払額	9,107
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,731
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,842
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	17,819
現金及び現金同等物の期首残高	87,957
現金及び現金同等物の四半期末残高	70,138

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>Casio Brasil Comercio de Produtos Eletronicos Ltda., LLC Casioの2社は設立により連結子会社に該当することとなったため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた。</p> <p>Casio Korea Co., Ltd.は第1四半期連結会計期間において清算終了のため、新日本カシオ情報技研(株)は当第3四半期連結会計期間にカシオエスレート(株)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外した。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 49社</p> <p>2 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>たな卸資産については、従来、主として先入先出法に基づく低価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

(3) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

1 棚卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。

2 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示している。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 141,107百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 147,494百万円
2 輸出手形割引高 1,632百万円	2 輸出手形割引高 2,429百万円
3 当グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と特定融資枠契約を締結している。	3 当グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と特定融資枠契約を締結している。
特定融資枠契約の総額 63,510百万円	特定融資枠契約の総額 57,580百万円
当第3四半期連結会計期間末残高 63,510百万円	当連結会計年度末残高 57,580百万円
当第3四半期連結累計期間契約手数料 44百万円	当連結会計年度契約手数料 62百万円
(なお、当該金額は営業外費用の「その他」に含めて表示している。)	(なお、当該金額は営業外費用の「その他」に含めて表示している。)

## (四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし。

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定 36,168百万円	
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,508	
償還期間が3ヶ月以内の債券等 25,379	
現先短期貸付金 10,099	
現金及び現金同等物 70,138百万円	
2 事業譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳	
当第3四半期連結累計期間に当社の連結子会社であるカシオマイクロニクス株式会社のフィルムデバイス事業譲渡により減少した資産及び負債の内訳並びに譲渡価額と譲渡による収入との関係は次のとおりである。	
流動資産 1,369百万円	
固定資産 5,260	
流動負債 443	
固定負債 198	
株式譲渡価額 5,988百万円	
現金及び現金同等物 0	
事業譲渡による収入 5,988百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	279,021

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,636

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,107	33	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

4 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年8月1日付で、当社の連結子会社であるカシオマイクロニクス株式会社を完全子会社とする株式交換に際して、保有する自己株式を割当て交付している。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が1,122百万円減少し、自己株式が3,184百万円減少している。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当第3四半期連結累計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項なし。

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	21,961	23,164	1,203
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	21,403	20,512	891
その他	15,297	14,166	1,131
(3) その他	1,612	1,613	1
計	60,273	59,455	818

(注) 1 「取得原価」は減損処理後の帳簿価額により表示している。

2 当第3四半期連結会計期間末において、有価証券について2,813百万円(その他有価証券で時価のある株式2,785百万円、その他有価証券で時価のない株式28百万円)減損処理を行っている。

3 減損処理にあたっては、時価が取得原価に対して50%以上下落したもの、及び30%以上50%未満下落したもののうち回復可能性が乏しいと総合的に判断されたものについて、減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	10,658	9,223	1,435
	買建	4,267	4,091	176
金利	金利スワップ取引			
	受取固定・ 支払変動	20,000	1,013	279
合計		-	-	980

(注) 1 為替予約取引の時価の算定方法は先物為替相場によっている。

2 金利スワップ取引の時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

3 一部の金利スワップ取引においてヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったため、ヘッジ会計の中止として処理している。なお、時価相当額は四半期連結貸借対照表の固定負債の「その他」に含めて計上し、ヘッジ会計を中止した時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり金利の調整として各期の損益に配分している。

4 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は記載対象から除いている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	エレクトロニクス機器事業 (百万円)	デバイス その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	103,788	10,777	114,565		114,565
(2) セグメント間の内部売上高	104	5,372	5,476	(5,476)	
計	103,892	16,149	120,041	(5,476)	114,565
営業損失	(3,560)	(2,535)	(6,095)	(1,366)	(7,461)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	エレクトロニクス機器事業 (百万円)	デバイス その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	340,904	46,059	386,963		386,963
(2) セグメント間の内部売上高	312	18,933	19,245	(19,245)	
計	341,216	64,992	406,208	(19,245)	386,963
営業利益(又は営業損失)	17,552	(2,459)	15,093	(4,343)	10,750

(注) 1 製品の種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っている。

2 各事業の主要製品

- (1) エレクトロニクス機器事業...電卓、電子文具、電子辞書、デジタルカメラ、電子楽器、デジタルウォッチ、アナログウォッチ、クロック、携帯電話、ハンディターミナル、電子レジスター(POS含む)、オフィス・コンピューター、ページプリンタ、データプロジェクター
- (2) デバイスその他事業.....LCD、BUMP受託加工、TCP組立・テスト受託加工、キャリアテープ、ファクトリーオートメーション、金型等

- 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、たな卸資産については、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。
- 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を第1四半期連結会計期間から適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

## 【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	83,596	10,533	12,980	7,456	114,565		114,565
(2) セグメント間の内部 売上高	23,435	43	1	24,661	48,140	(48,140)	
計	107,031	10,576	12,981	32,117	162,705	(48,140)	114,565
営業利益(又は営業損失)	(7,515)	(524)	(1,168)	937	(8,270)	809	(7,461)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	278,318	35,404	53,888	19,353	386,963		386,963
(2) セグメント間の内部 売上高	83,197	263	1	80,703	164,164	(164,164)	
計	361,515	35,667	53,889	100,056	551,127	(164,164)	386,963
営業利益(又は営業損失)	8,967	(317)	(228)	1,779	10,201	549	10,750

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 米州.....米国、カナダ、メキシコ、ブラジル

(2) 欧州.....英国、ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、ノルウェー、ロシア

(3) アジア...台湾、香港、韓国、シンガポール、中国、インド、インドネシア、タイ

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、たな卸資産については、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を第1四半期連結会計期間から適用している。この変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

6 従来、「北米」としていた所在地区分について、第2四半期連結会計期間より、ブラジルの子会社 Casio Brasil Comercio de Produtos Eletronicos Ltda.を連結の範囲に含めたことにより、これらの所在地を「米州」として区分表示することに変更している。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	20,551	13,856	13,718	5,725	53,850
連結売上高(百万円)					114,565
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.9	12.1	12.0	5.0	47.0

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	66,525	56,339	52,195	23,591	198,650
連結売上高(百万円)					386,963
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.2	14.5	13.5	6.1	51.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) 欧州.....英国、ドイツ、フランス

(3) アジア.....香港、シンガポール、中国、韓国、台湾

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 750円25銭	1株当たり純資産額 808円28銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	216,051	231,213
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	7,943	8,164
(うち少数株主持分)	(7,943)	(8,164)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	208,108	223,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	277,385	275,956

## 2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益 4円97銭	1株当たり四半期純損失 30円09銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 4円66銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失( )		
四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	1,375	8,347
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	1,375	8,347
普通株式の期中平均株式数(千株)	276,672	277,387
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	1	
(うち支払手数料(税額相当額控除後))	(1)	( )
普通株式増加数(千株)	18,299	
(うち新株予約権)	(43)	( )
(うち新株予約権付社債)	(18,256)	( )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(発行総額50,000百万円)この概要については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。

## 2【その他】

該当事項なし。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

カシオ計算機株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 純司

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 乗松 敏隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカシオ計算機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カシオ計算機株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。